

GET ビジネス学習館
2014 行政書士講座

第4回 商法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

けんちゃんのまとめ

【委員会設置会社】

定義	指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社をいう
機関の設置義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会、会計監査人及び一人又は二人以上の執行役を置かなければいけない ・ 監査役を置く事ができない
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員は三人以上 ・ 委員は取締役の中から取締役会の決議によって選定する ・ 委員の過半数は社外取締役でなければならない
指名委員会	株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する
監査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行役及び取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成 ・ 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しない事に関する議案の内容の決定 ・ 計算書類等の監査等
報酬委員会	執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定する
執行役	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会設置会社の業務を執行する ・ 取締役の決議で選任する ・ 任期：原則として選任後 1 年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで
代表執行役	取締役会は執行役の中から代表執行役を選定しなければならない

12 役員等の義務・利害衝突防止

1. 善管注意義務と忠実義務

役員等には善管注意義務

取締役・執行役には忠実義務 がある



法令・定款・株主総会決議を遵守して、会社の為に忠実にその職務を行わなければならない義務の事

けんちゃんの参考資料

会社法における役員とは、取締役・会計参与・監査役を指す（329 条）。

また、役員等という場合は会計監査人を含む（423 条）。

3. 利益相反取引

けんちゃんのまとめ

■直接取引の規制

取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするときは、事前に株主総会（取締役会）の承認必要。（356条①2号）

〈利益相反取引の例〉

1. 取締役と会社間でする売買契約
2. 会社からする取締役への贈与
3. 取締役からする会社への負担付贈与
4. 取締役からの利息付による会社への金銭貸付
5. 会社からする取締役への債務免除
6. 取締役が受取人となる約束手形の振り出し

■間接取引の規制

株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするときは、事前に株主総会（取締役会）の承認必要。（356条①2号）

〈利益相反取引の例〉

1. 会社が第三者と取締役の債務の保証をする契約
2. 会社が第三者とする取締役の債務引受契約
3. 会社が不動産に取締役を債務者とする抵当権などを設定する契約

15 株主による監督

1. 違法行為差止請求

（1）監査役設置会社・委員会設置会社以外の会社

けんちゃんのまとめ

【過去問対策1】

非公開会社の株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる（会社法第360条1項）。

なお、公開会社の差止めの請求では、「6ヶ月（定款で期間の緩和可能）前から引き続き有している株主」という期間の要件が加重される（会社法第360条1項）。

また、さらに、監査役設置会社又は委員会設置会社の株主招集請求権の場合は、「著しい損害」が「回復することができない損害」という要件に加重される（会社法第360条3項）。

2. 株主代表訴訟

けんちゃんのまとめ

【過去問対策1】

非公開会社の株式会社の株主は、株式会社に対し、原則として役員等の責任追及等の訴えの提起を請求することができ（会社法第847条1項、2項）、株式会社がその請求の日から六十日以内に責任

追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる（会社法第 847 条 3 項）。

なお、公開会社では、「株主は」が「六箇月前から引き続き株式を有する株主は」に要件が重くなる（会社法第 847 条 1 項）。

第5章 資金調達・計算

4 剰余金の配当

けんちゃんのまとめ

【過去問対策】

- 「委員会設置会社は、取締役会の設置が義務付けられている」(327条①3号)。
「取締役会設置会社は、一事業年度の途中において一回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当(「中間配当」という。)をすることができる旨を定款で定めることができる。(454条⑤)したがって、委員会設置会社は株主総会の承認に代えて、取締役会で剰余金の配当を決定することができる旨の定款を置くことができる。
- 454条4項は「配当財産が金銭以外の財産であるとき」について規定している。これを現物配当という。309条柱書には、「現物配当をするには株主総会の特別決議が必要であるとする。
- 453条は「株式会社は、その株主に対し、剰余金の配当をすることができる」と規定しているだけで、回数に制限を設けているわけではない。

5 資本金の額の増加・減少

1. 資本金の額の増加

(1) 剰余金の額の減少による資本金の額の増加

株式会社は、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することができるが、この場合においては、「減少する剰余金の額」及び「資本金の額の増加がその効力を生ずる日」を株主総会の普通決議によって決定し、定めなければならない(450条①、②)。

第6章 持分会社

2 設立

2. 出資の履行

けんちゃんのまとめ

【出資の履行】

◆ 合名・合資会社

合名会社、合資会社では、会社成立時までに出資を履行することは必ずしも必要ではない。会社財産が不足しても社員が会社債権者に対して直接無限ないし有限責任を負っているため、債権者保護の観点から問題ないからだよ。

◆ 合同会社

合同会社の場合には、社員になろうとする者は、定款の作成後、合同会社の設立登記をする時までに、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。合同会社の社員は株主と同じく間接有限責任しか負わないので、会社に資産がないと債権者保護に欠けるからだよ。

けんちゃんのまとめ

【持分会社の比較】

	合名会社	合資会社	合同会社
社員	無限責任社員	無限責任社員 有限責任社員	有限責任社員
業務執行権	各社員が有する		
出資の履行	設立登記時までに全部の履行をする必要はない		設立登記時までに全部の履行をしないかん
債権者による 計算書類の閲覧謄写	不可		可
利益配当の制限	なし		有り
任意清算	可		不可

4 管理

1. 業務執行・代表

けんちゃんのまとめ

【過去問対策】

株式会社では、原則として、取締役が、株式会社（取締役会設置会社を除く）の業務を執行し（会社法第 348 条 1 項）、会社を代表する（会社法第 349 条 1 項本文）。これに対し、持分会社では、原則として、社員各自が当該会社の業務を執行し（会社法第 590 条 1 項）、当該会社を代表する（会社法第 599 条 1 項本文）。なお、他に持分会社を代表する社員その他持分会社を代表する者を定めることもできる（会社法第 599 条 1 項ただし）

5 社員の退社

けんちゃんのまとめ

【過去問対策】

退社した社員の会社債務の責任は、登記の有無により変わる。すなわち、登記前に生じた持分会社の債務については、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う（会社法第 612 条 1 項）。

第7章 組織再編

2 合併

1. 意義

(1) 吸収合併

けんちゃんのまとめ

【過去問対策】

吸収合併存続会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する（750条①、752条①）。また、当該規定につき、判例（大判大正6年9月26日）は、合併後存続する会社が消滅した会社の義務を承継するのは消滅した会社の債権者を保護するためであるから、一般に義務を承継しない旨の決議をしても無効であるとしている。

けんちゃんのまとめ

【当時会社を株式会社とする合併】

	吸収合併	新設合併
合併の承認	<p>吸収合併存続会社 株主総会の特別決議</p> <p>吸収合併消滅会社 株主総会の特別決議 ※消滅会社が公開会社でありかつ当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合は、株主総会の特殊決議</p>	<p>株主総会の特別決議</p> <p>※合併をする会社が公開会社でありかつ当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合は、株主総会の特殊決議</p>
株主総会の承認不要の場合	<p>略式手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存続会社が消滅会社の特別支配会社である場合、消滅会社は株主総会の承認不要 ・消滅会社が存続会社の特別支配会社である場合、存続会社は株主総会の承認不要 <p>簡易手続き</p> <p>合併対価が存続会社の純資産の5分の1を超えない場合は、存続会社は株主総会決議不要</p>	